

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

平成25年5月24日

札幌市長 上田文雄

記

1 契約担当部局

郵便番号 060-0012

住所 札幌市中央区北12条西20丁目

札幌市経済局中央卸売市場管理課管理係（電話011-611-3111）

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 札幌市中央卸売市場水産棟売場等照明設備改良業務
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約書に示す契約日から平成26年3月31日までとする。
- (4) 履行場所 札幌市中央区北12条西20丁目
札幌市中央卸売市場 水産棟1階、2階
(延べ床面積 約20,000平方メートル)
- (5) 入札方法 入札は、総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単体企業又は官公需適格組合とし、次に掲げる参加資格を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成25・26年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「卸小売業」・中分類「電気機械器具卸小売業」、大分類「一般サービス業」・中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」又は中分類「建物設備等保守管理業」に登録している者であること。
- (3) 照明設備改良業務に精通し、LED交換業務の実績を有すること。
- (4) 本業務履行場所に設置されている照明設備の明るさ、色、演色性を保ち、かつ照明設備に係る年間電力量が、現行と比べ55%以上の削減を達成できる者であること。
- (5) 本市場が別途発注予定であり、照明設備改良を行う各業務を統括する「札幌市中央卸売市場青果棟売場等照明設備改良業務」のもと、調査、調整、改良業務等に関する指示、指導に対応できることが判る業務体制表を提出すること。
- (6) 本業務照明設備の現地調査会に参加すること。

本業務照明設備の現地調査は、本業務の照明設備改良を実施・積算するにあたり必須事項であることから、入札を希望する者は、下記の日程において開催する現地調査会に参加すること。

① 平成25年5月29日(水)13:00~16:15 ② 平成25年5月30日(木)13:00~17:00

③ 平成25年6月5日(水)9:00~17:30 ④ 平成25年6月12日(水)9:00~17:30

※平成25年6月13日(木)以降に現地調査を希望する場合は、上記1まで連絡すること。

- (7) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な

者でないこと。

(8) 官公需適格組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(9) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法(平成14年法律第154号)第67条第1項又は民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(10) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(11) 札幌市内に本店を有し、かつ、その事業所が社会保険適用事業所であり、労働基準法第9条に定める労働者を、社会保険加入義務のある雇用契約により現に5人以上雇用していること。

(12) 本告示に示した役務の提供が十分に可能な者であること。

(13) 官公需適格組合における取扱いについて

経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、上記の入札参加資格のうち(11)に定める資格について、次のとおり取扱う。

ア 社会保険適用事業所にあつては、当該組合又は組合員(組合が指定する所在地が札幌市内の組合員)のいずれかとし、人員にあつては、当該組合又は組合員(組合が指定する所在地が札幌市内の組合員)に係る人員の合計値とすることができる。

(14) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第7条に規定する「暴力団員」又は「暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者)」に該当しない者であるとともに、今後、これらの者にならないことを誓約できる者であること。

4 入札説明書の入手方法

(1) 入札説明書の交付場所

上記1の場所で交付する。なお、上記1の場所で交付する期間は、この告示の日から平成25年6月17日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く毎日、午前8時45分から午後5時15分までとする。

5 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ場所

上記1に同じ

(2) 入札の日時及び場所

平成25年6月21日(金) 11時00分

札幌市経済局中央卸売市場管理課入札室(水産棟4階会議室B)

(札幌市中央区北12条西20丁目)

(3) 開札

入札終了後直ちに上記(2)の場所にて行う。

(4) 入札書の提出方法

上記(2)の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函すること。(送

付及び電送による提出は認めない。)

6 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記の審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査(事後審査方式)する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の勤務時間(午前8時45分から午後5時15分)内に、入札説明書に示す書類(上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類)を上記1に持参し提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。